労災保険給付の一覧

社会保険労務士安川事務所

保険給付の種類	こういう時は	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や 労災指定医療 機関等で療養を受ける時)	必要な療養の給付	_
療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養する時(労災病院や労災指定医療機関 等以外で療養を受ける時)	必要な療養費の全額	_
休業補償給付休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養 のため労働することができず、賃金を受けら れない時	休業 4 日目から、休業 1 日につき給 付基礎日額の 60%相当額	休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額
障害(補償年金)障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った時	障害の程度に応じ、給付基礎日額 の 313 日分から 131 日分の年金 第 1 級 313 日分 第 2 級 277 日分 第 3 級 245 日分 第 4 級 213 日分 第 5 級 184 日分 第 6 級 156 日分 第 7 級 131 日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342 万円から 159 万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の 313 日分から 131 日分の年 金

		業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当 する障害が残った時	障害の程度に応じ、給 の 503 日分から 56 日 第 8 級 503 日分 第 9 級 391 日分 第 10 級 302 日分 第 11 級 223 日分 第 12 級 156 日分 第 13 級 101 日分	
遺族(補	遺族補償年金遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡した時	遺族の数等に応じ、給 の 245 日分から 153 日 1 人 153 日分 2 人 201 日分 3 人 223 日分 4 人以上 245 日分	
償) 給 付	遺族補償一時金遺族一時金	(1)遺族(補償)年金を受け得る遺族がない時(2)遺族補償年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない時	給付基礎日額の 1000 金((2)の場合は、すで 金の合計額を差し引い	でに支給した年(遺族特別一時金)

葬祭料	業務災害又は通勤災害により死亡した方の	315,000 円に給付基礎日額の 30 日 分を加えた額(その額が給付基礎日	
葬祭給付	葬祭を行う時	額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分)	_
傷病補償年金傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなった時(1)傷病が治っていないこと(2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額 の 313 日分から 245 日分の年金 第 1 級 313 日分 第 2 級 277 日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付介護給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者 のうち第1級の者又は第2級の者(精神神 経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であ って、現に介護を受けている時	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(105,290 円を上限とする)。親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が57,190 円を下回る場合は57,190 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(52,650 円を上限とする)。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額	

		額が 28,600 円を下回る場合は	
		28,600 円。	
	定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見が ある時	二次健康診断。	
二次健康診断等給付		特定保健指導	
一次健康診断寺稲刊		二次健康診断の結果に基づく医	_
		師又は保健師の保健指導	

- * 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものです。
- * 表中の金額等は平成31年1月1日現在のものです。 改定する場合があります。